

議事録（要旨）

会 議	第5回子ども読書活動推進計画策定委員会
開 催 日 時	令和2年11月25日（水）17:30～19:30
開 催 場 所	中央図書館3階視聴覚ホール
出 席 者	委員長 張替恵子 委員 赤羽幸子 委員 岩本恵真 委員 鈴木佳苗 委員 庭井史絵 委員 萩原敦子 委員 若槻義隆 委員 勝又隆二 委員 福島文昭
事 務 局 出 席 者	図書館長 目澤弘康 統括指導主事 小澤泰斗 中央図書館 前田奈緒子 中央図書館 後藤千春 中央図書館 飯田香代子 中央図書館 吉富静枝
配 布 資 料	次第 資料1 第4回武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会 議事要録（案） 資料2-1 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画 中間まとめ（案） 資料2-2 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画 中間まとめ（案） 変更内容一覧 資料3 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画 中間まとめ概要版（案）
議 事	<p>（1） 第4回議事要録（案）の確認について</p> <p>【事務局】（資料1） 事前にいただいた修正やご意見等反映した資料を配布している。確認いただき、承認の後、ホームページにて公開する。</p> <p>（2） 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画中間まとめ（案）について</p> <p><委員との質疑回答></p> <p>【事務局】（資料2-2 1番～3番説明） 【委員長】ご意見がないようなので先に進めさせていただく。 【事務局】（資料2-2 4番～7番説明） 【委員長】小中学校で、昔話は十進分類法で38か、それとも読み物の中に入れて いるか。 【事務局】市立図書館では38に入る。各学校についても恐らく同様と思われる が、次回までに確認しておく。 【事務局】（資料2-2 8番～12番説明） 【委員】13ページ「①1か月に1冊も本を読まない割合（不読率）」で、記載は 全国平均で「東京都（8.9%）」とあるが下のグラフは9.9%となっている。 【事務局】確認して修正する。 【委員】前回もお話したが、13ページに「武蔵野市では高校生への調査を実施し ていない」と明記することは難しいか。 【委員長】グラフ下に「※武蔵野市の高校生は該当調査なし」と注記が入ってい る。 【事務局】加えて、後ほど説明する22ページからの「4. 現状を踏まえた課題の まとめ」の中で、高校生に対する読書実態の把握が必要、という趣旨の文章を追 加している。 【委員】同じグラフで、武蔵野市の小学生の調査対象は5年生とあるが、中学校 は2年生対象か。 【事務局】武蔵野市は中学校2年生を対象としている旨を追記する。 【委員長】次の項目の説明を。 【事務局】（資料2-2 13番～14番説明）（資料2-2 15番～22番説明）</p>

【委員】22ページの「青少年の読書離れへの対応」に「高校生年代の子どもたちに対する、読書活動の実態把握が求められる」との記載があるが、第4章にこの課題に対応する取組の記載はあるか。

【事務局】対応策は特に明記していないが、高校生年代の実態把握のために、次の計画策定前の調査でこの年代への調査を実施できないか考えている。

【委員】今回の計画で「課題」として提起しているのに、対応策は何も触れないというわけにはいかない。次回の計画時に調査するかどうかは別として、今回挙げている課題への対応として、何か方策を記載する必要がある。

【事務局】武蔵野プレイスを利用する高校生世代は多い。中央図書館・吉祥寺図書館・武蔵野プレイスの3館で協力して、中高生世代を対象に読書に関するヒアリングやワークショップ等を実施するといったことを、「青少年への取組」として加えることを検討したい。

【委員】35ページ「(3) 青少年への取組」として「①青少年の興味関心に対応する蔵書構成」「②青少年の居場所づくり」「③ICTの活用」とあるが、その前段として、①～③がなぜ必要なのか、現状把握が必要ではないか。調査もなく彼らが何を求めているかも把握していない状況で「青少年の興味関心に対応する蔵書構成」といっても、論理的につながらない。①の前に「できることは何か」を検討し記載する方がよい。

【事務局】①の前に、青少年の現状把握のためにどのような取組があるかも含めて検討し、取組の記載を追加したい。

【委員】23ページ「市立小中学校の学校図書館機能拡充に対応した人材の配置」の4行目、学校図書館サポーターが「子どもたちの学びを支えています」とあるが「支えています」ではどうか。

【事務局】修正する。

【委員】1ページの5段落目に「学校図書館法一部改正により学校司書の配置が努力義務として明記され」と述べているが、学校図書館法により求められている「学校司書」と武蔵野市が配置している「学校図書館サポーター」は何が違うのか。なぜ「学校司書」ではなく「学校図書館サポーター」なのか。

【事務局】「学校図書館サポーター」の役割が、実態としては「学校司書」に近づいているのが現状である。これについては40ページの「学校図書館サポーターの勤務時間確保」に「役割にあった職名となるよう、導入当初から変更されていない職名の変更を検討します」という記述がある。

【委員】武蔵野市は「学校図書館サポーター」を「学校司書」と呼び変えられない理由があるのか。

【委員】「学校図書館サポーター」は、臨時的な任用職員で勤務時間も一日5時間なので、「学校司書」として責任を持たせてよいのかという問題がある。あくまで司書教諭を補佐するサポーターという位置づけである。現状では、身分上の位置づけを変えられる体制にはない。

【委員】つまり、学校司書と呼ぶからには専任採用であるべき、というイメージか。

【委員】理想的にはフルタイムである。期間を限定して臨時的に雇用する位置づけのなかで、そこまで責任を持たせられないのが現状である。

【委員長】非常勤職員とは違うのか。

【委員】基本的には非常勤職員だが、その中でも臨時的な任用となる。

【委員】他の自治体では学校司書と名付けているところもあるが。

【委員】他の自治体では月額報酬職員である可能性も考えられる。武蔵野市では、「パートナー職員」という月額報酬による非正規職員の仕組みがあるが、それよりもさらに臨時的な時間給での雇用となっている。

【委員】学校図書館法には雇用条件に関する定めはないため、学校司書と名乗っていけないわけではない。武蔵野市としての名称の判断基準を示すことで、どこを目指しているのかが見えてくると思う。

【委員】勤務時間を延長し、専任採用で月額報酬という雇用形態が理想ではあるが、まずは第一歩として勤務時間の延長、名称について考えていきたいということである。ただ、冒頭で「学校図書館法一部改正により学校司書の配置が努力義務として明記され」と計画策定の背景・目的を記述するなら、少なくとも「4. 現状を踏まえた課題のまとめ」の「市立小学校の学校図書館機能拡充に対応した人材の配置」のなかに、「学校図書館法では努力義務と明記している・武蔵野市としては同等の位置付けとして図書館サポーターを配置しているが、勤務時間や身分等の課題がある」という説明がないと、その後の意味がわからない。ここの記述は再度検討してほしい。

【委員】10ページの「④学校図書館の運営体制」の「市立小学校の学校図書館には学校司書が配置されておらず、その代わりとして学校図書館サポーターが」の記述のところに記載が必要かと思う。「代わり」ということは違うということ。違いを明らかにしていただきたい。

【委員】そのうえで今計画の取組という流れであればよい。

【事務局】今のお話を踏まえて整合性が取れるよう、記述を検討する。

【委員】学校図書館法に「学校司書」と記載されているので、法律と違う言葉を使う時は説明が必要と考える。

【事務局】（資料2-2 23番～26番説明）（資料2-2 27番説明）（資料2-2 28番～31番説明）

【委員長】30ページ「1. すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援」の2行目、「絵本や物語」が二度出てくるのが気になる。たとえば「声に出して読んでもらうことなどを通じて絵本や物語に興味を示すようになる」ではいかがか。検討いただきたい。

【事務局】修正を検討したい。

【委員長】11行目「読書が学びにつながることを知り」とは子どもが知るとの意味か。

【事務局】前回の「自ら学ぶ力を身に付けることで」から修正した。

【委員長】「学びにつながる」ことを子どもが「客観的に知る」というのは、若干の違和感があるが。

【委員】楽しむだけの読書ではなく学ぶための読書という意味で、おそらく指導要領の中にある一文であると思う。

【委員】「学習に役立てる読書」という意味かと思う。

【委員】これは、よく指導要領や学校関係の資料で使われる言葉である。読書が学びにつながるのだと理解する意味である。

【委員】今の話で理解した。

【委員長】皆さんに違和感がなければ問題ない。

【委員】31ページの「保護者向け読み聞かせ講座のオンライン開催」について、読み聞かせ講座のみが対象か、それとも他のイベントも想定しているか。

【事務局】読み聞かせ講座に限ったことではない。また、読み聞かせ講座もまずは対面での実施を検討し、それが難しい場合はオンラインという方法も取れると考えている。いずれにしても、双方向がよいと考えている。

【委員長】これは、保護者に本を紹介するものか。

【事務局】これは保護者のためのもので、オンラインで子どもに読み聞かせをするものではない。

【委員長】対象が不特定多数でなく、料金も取らずに限定的に開催するので著作権的にも問題ないか。

【事務局】著作権のことはまだ明確には検討していない。

【事務局】30ページ、「変更内容」からもれているが、「①家庭、保護者への働きかけ、支援」の3行を修正した。（次いで、資料2-2 32番～35番説明）

【委員】32ページ「②学校図書館の充実」の「蔵書の充実」に「推奨される蔵書の構成割合に近づくよう」とある。8ページに現状の蔵書の構成比があるが、推

奨される構成割合とどの程度違うのか。

【事務局】「推奨される構成割合」は、公益社団法人全国学校図書館協議会が文科省の学校図書館標準を踏まえて提起しているもので、例えば小学校は文学25%、歴史16%、自然科学16%、中学生は文学23%、哲学5%、歴史16%、自然科学15%といった配分となっている。

私のほうから質問の形となるが、この配分はどの程度参考とすべきものだろうか。

【委員】おそらく他には配分に関する資料はなく、半ば公的なものとして、学校図書館の学習センター、情報センターを意識するときに使われている。司書教諭の講習でもこの基準を使い、文学が半分だと割合として大きいので他を増やさないと学習への対応は難しい等の説明をしている。

【委員長】文学が多いのは戦後、高度経済成長期に翻訳が多く出版された名残りでもある。文学が多いのが悪いのではなく、それ以外の分野の本が足りないということ。大人の本を活用する等の努力も必要になるかと思う。そういう意味で、ある程度指標として参考にするものだと思う。

【委員】23ページ『「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての市立小中学校図書館の整備』の6行目「9類（小説・物語）中心」はその通りかと思う。学校現場で何とかしなくてはと思うなかで、具体的に何かの指標がないと好きな本に偏ってしまうことは間違いない。

【委員】ただ指標に近づけるだけでなく、学習に必要な図書は先生方が一番わかっているもので、構成割合も参考にしながら、各学校で対応することでよいのではないか。

【委員長】授業に図書館の本を活発に使うことが一番大切なことである。

【委員】無理やり指標に合わせて増やそうというのではなく、情報センター、学習センターの機能を果たせるような蔵書構成が望ましい。

【委員】今の子どもたちの学習の状況に応じて、もう少し幅を広げて、自由に考えられるかと思う。

【事務局】32ページ「推奨される蔵書の構成割合に近づくよう」の文について、「推奨される蔵書の構成割合を参考にしながら」あるいは「踏まえながら」と修正する。

【委員】「各教科の学習を踏まえた」「学習に合う」などの言葉が入るとありがたい。

【事務局】（資料2-2 36番～39番説明）

【委員】34ページ「④読書活動における情報活用能力の育成」の「市立図書館における情報活用に関する子ども向け講座の実施【新規】」で、表では新規となっているが、28ページの体系図では拡充になっているがいずれか。また、ラーニング・コモンズとして整備していく場合には、タブレットではなくパソコンを使うのか。

【事務局】今後改築する学校では、学校図書館をICT機器がある「ラーニング・コモンズ」として整備していくことを検討している。改築予定がない学校では、一人一台のタブレット型パソコンを配置し学習に取り組む。したがって、改築後の学校では「ラーニング・コモンズ」という名称になるが、既存の学校は「学校図書館」のままとなるのでその状況を説明している。

【委員】学校改築で想定しているラーニング・コモンズとは、今あるような1人1台、1クラス分40台並べて使うのではなく、図書館機能に加え、そこで発表ができる・いろいろな情報を活用できるといった、情報端末としての機器をそろえるイメージ。まだ決定したわけではない。自分がタブレットを持っていて活用することもあるし、本、情報端末、パソコンを活用しながら、いろいろな情報を取捨選択して学んでいく。改築しない学校にも1人1台のタブレット型パソコンが入るので、インターネット情報等を図書と併せて活用していくことで、情報センター・学習センターとしての役割を果たしていけるという趣旨であるが、それが

伝わっていないと思われるので、既存の校舎においても、学校図書館が情報センター・学習センターとしての役割を一定程度果たせるようにタブレット型パソコンを活用していく、といった文言に修正いただきたい。

【委員】「ラーニング・コモンズ」とは大学のラウンジのようなものなのか。よくわからなかったので伺いたい。

【委員】決まったものがあるわけではないが、図書スペース、みんなで自分のパソコンを使いながら議論ができたり、あるいは発表ができたり、図書だけでなく情報を得られるような、図書と閲覧室だけではない機能というイメージである。

【事務局】「ラーニング・コモンズ」は新しく付け加えられた言葉なので、用語解説の中に入れた方がよいと思う。デジタル大辞典によれば、「図書館などに設けられる、総合的な自主学習のための環境をいう。IT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など、さまざまな学習形態の活用に対応する」とされている。今は図書室には検索用パソコンしか置いていないが、今後、こうした環境を踏まえて学校改築にあたってはどうかとの考え方がある。

【委員長】70年代の「メディアセンター」の機能に発表スペースが加わったイメージか。

【事務局】どういう状況になるのか今は決まっていない。

【委員】本計画は令和3年度から7年度が計画期間なので、「ラーニング・コモンズ」が整備されているのは先駆的な学校になると思う。そのため、文章としては、「(18校中16、7校にあたる既存の)学校は、読書だけでなく、パソコンを用いて調べ学習を充実できるかたちを整えていく、更に学校改築の際には…」など、「ラーニング・コモンズ」を後ろの方に移動すると、もう少し読みやすい。そして、「更に機能が充実するように整備していく」とするとよいと思う。

【事務局】これは環境整備の話ではないので、環境整備という趣旨に捉えられないように、今のお話の順番に修正した方がよいと思う。

【委員】ご検討いただきたい。

【委員】36番と37番について。まず36番で用語を「情報活用能力」と統一いただいたが、37番の説明が「情報活用能力」と必ずしも合わない。また、全体を通じて何度か「情報活用能力」という言葉が出てくるが、詳しい説明が掲載されていない。また、「ラーニング・コモンズ」として、学校図書館の情報センター・学習センターとしての役割を一定程度果たすといった説明があったが、一定程度果たすことを目指すのか、より強化をすることを目指すのかでは少し違う。目標設定をどのあたりに置くのかをお伺いしたい。

【事務局】当面は強化を目指していくことになる。新学習指導要領が始まって、そこに合わせた学習活動に取り組んでいかなければならない。

【委員】情報活用能力とメディアリテラシーの定義はとても複雑なので、公開される資料として慎重に書き方を考える必要がある。両方の用語の定義と表現の調整をしていただくことが今後必要になると思う。

【事務局】34ページの「④読書活動における情報活用能力の育成」の「学校における情報活用能力の育成」について、右にある概要の記載がずれているとのご指摘か。

【委員】「情報活用能力」自体は本来一義的な概念なので、それを明確にどこかに示した上で、それに対して例えばメディア的な要素が加わることを説明するのは問題ない。用語の定義が正確でない状態でメディアが混ざると、何を指しているのかがわからなくなる。まず、一義的な概念を明確にし、その上で多義的な概念であるメディアリテラシーのメディア的な要素をどのように足していくのかを検討すると、どこまでを目指すのかが明確になると思う。

【事務局】まず、情報活用能力をきちんと定義し、「メディア」という言葉を使っている箇所を確認し、使う場面ではどのような意味で使っているかをわかるよ

うにしたい。

【委員】情報活用能力に更に少しメディア的な要素を足すような方向性での説明をしていただくと話は合ってくるのではないかと思う。ベースは情報活用能力にあると思う。

【委員】学校における情報活用能力について分厚い本が出ていた気がする。本が1冊出るぐらいの内容なので、取組が大きすぎるのではないか。「学校図書館における」等、狭めると図書館の役割がはっきりしてくるのではないか。

【事務局】「学校における」を「学校図書館における」とする。

【委員】そうすると、その下の「市立図書館における情報活用に関する子ども向け講座の実施」と呼応すると思う。

【委員】学校改築に戻るが、学校によっては、教室から図書室が非常に遠い。計画期間が令和3年度～7年度だからこそ、学校改築も意識して、図書室の配置についても重視していただきたい。授業で使うことに加えて「休み時間や放課後に行きやすい場所」と、どこかに記載していただきたい。

【委員】第一中学校の改築懇談会に参加している。多くの保護者が「ラーニング・コモンズ」としての図書室の役割に期待しており、学校の真ん中に作ってほしいとの声もある。32ページの「①学校における読書環境の整備」の中に記載があってもいいのでは。これから先、重要になると考える。

【事務局】改築に関しては、ハード的な面は各学校の改築懇談会に取組を委ね、ここではソフト的な面、つまり、学校図書館をどのように活用して子どもたちの学習、学びにつなげるかという取組を書いた次第である。

【委員】令和3年～7年度に完成するのは第一中学校、第五中学校、早ければ井之頭小学校、第五小学校となる。この間に改築の会議も進むので、ぜひ、ハードの部分についても触れられないか。そうすれば、懇談会などでも、「子ども読書活動推進計画にこういう記載があるから、ラーニング・コモンズのようなみんなが集まれる場所を、みんなが行きやすい場所に考えていこう」という意見が出てくると思う。

【委員】学校改築については、基本的には学校整備基本計画で一旦決定しており、改築懇談会の意見を参考に市が決定するとしている。そのため、「子ども読書活動推進計画」であまり踏み込んだ書き方はできないと思う。ただ、学校図書館を利用しにくい場所に配置することはあり得ないので、「活用しやすい場所に設置をしていきたい」と書いてよいものか、調整した上で検討したい。

【委員長】せめてリード文の部分にだけでもあるとよい。

【委員】もし「学校の中心に置きます」と書くと、改築懇談会の今後の議論を制約することになってしまう。「活用しやすい場所に」とのニュアンスで入れられればと思う。

【委員】学校改築に関しては、敷地の広さ、建築制限などいろいろな条件の中で計画を立てていくので、ここで場所をうたってしまうことで、それが手かせ足かせ「ねばならない」となることを恐れる。どのように使っていくか、また、新しくつくる際にはこんなことができるようにしていきたい、といった書き方としていただければと思う。

【委員】現状として、第一中学校は、教室は東校舎にあり図書室は体育館棟の上にある。第六中学校も校舎は東側で図書室は一番西側にある。第四中学校も教室は西側で図書室は東側の一番奥にあり非常に遠い。近くにあれば行くがそうでなければ足を運ばないという現状が確かにある。真ん中とまででなくても図書室を使いやすいようにしてほしい。

【委員】真ん中に置くようにと載せてほしいわけではないが、それくらい重要であると思う。

【委員】学校も全ての機能が必要な機能であり、学校ごとに敷地など条件なども異なる。わざわざ使いにくい建築にすることはあり得ないので、その記述はまた考えたい。

【委員長】この議論については調整をお願いしたい。

【事務局】（資料2-2 40番説明）

【委員】35ページ「⑥日常的な読書機会の拡大」の1行目、「読書をする機会がない子どもたち」の「ない」は、言い切り過ぎではないか。

【事務局】表現を改めて修正する。

【委員】34ページ「⑤新しい発見、知的好奇心を刺激する機会の提供」の「中学生、高校生の職場体験学習の受入れ」について、いい試みだと思ったが、私自身やっていることを知らなかった。こうした情報はホームページ、市報などでインフォメーションしているのか。

【事務局】職場体験学習は中学2年生のカリキュラムに入っている。私立の高校1年生で体験学習をしている高校もあり、受け入れている。

【委員長】予定された議事は以上となる。

【事務局】議論を踏まえて修正した上で、12月15日から1月4日まで、市内各所に配布しパブリックコメントの募集を行う。パブリックコメントの意見を集約した上で計画を修正し、2月の策定委員会でご覧いただいて最終的に決定していきたい。

【事務局】本日、ご意見いただいた箇所を修正後、委員長に確認いただき、「中間のまとめ」を確定することとしたい。

【委員長】承知した。

その他

（1）日程調整

【事務局】

＊日程調整

第6回目は2月予定

【委員長】以上で第5回子ども読書活動推進計画策定委員会を閉会する。

（以上）